資料１－１

県立病院経営委員会設置要綱の改正について

令和８年10月21日
県立病院経営委員会

県立病院経営委員会設置要綱の改正について

➢ 県立病院の院長･看護部長、病院局参与等による局内委員（2号委員）の制度を廃止し、委員会の内容に応じて必要な者を出席させることができる仕組みとする。
（※）従来から、委員長が必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させて意見を求めることができる規定あり

改　正　前	改　正　後
県立病院経営委員会設置要綱	県立病院経営委員会設置要綱
（委員） 第３条　委員は、次に掲げる者から病院局長が依頼又は指名する。 ⑴　大学医学部、県外病院管理者、医療関係団体、病院経営コンサルタント、公認会計士等、医療や経営について識見を有する者 ⑵　県立病院の院長・看護部長、病院局参与等、新潟県病院局職員で病院局長が必要と認める者 ２・３（略）	（委員） 第３条　委員は、大学医学部、県外病院管理者、医療関係団体、病院経営コンサルタント、公認会計士等、医療や経営について識見を有する者から病院局長が依頼又は指名する。 （削除） ２・３（略）
（委員長及び副委員長） 第４条　委員会に委員長及び副委員長を置く。 ２　委員長は第３条第１項第１号の委員（以下「１号委員」という。）のうちから委員の互選によって選出することとし、副委員長は１号委員のうちから委員長が指名する。 ３（略）	（委員長及び副委員長） 第４条　委員会に委員長及び副委員長を置く。 ２　委員長は委員のうちから委員の互選によって選出することとし、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。 ３（略）
（会議） 第５条　委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。 ２　第３条第１項第２号の委員は、委員長が必要に応じて委員会に召集する。 ３（略） ４　委員長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させて意見を求めることができる。 ５（略）	（会議） 第５条　委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。 （削除） ２（略） ３　委員長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させて意見を求めることができる。 ４（略）